令和4年度

環 境 騒 音 及 び 交通騒音・振動調査報告書

令和6年3月

長崎県県民生活環境部

目 次

第1部 令和4年度環境騒音調査結果

Ē	周査目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ė		
1	調査実施機関及び調査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	調査期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	調査地域及び調査地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	測定方法等 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3
È	問查結果 Tanana and tanana and	
1	騒音レベルの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	環境基準の適合状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2部	令和4年度自動車騒音・道路交通振動調査結果	
È	B T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
1	調査実施機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	調査地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
È	周査結果	
1	自動車騒音(環境基準関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
2	自動車騒音(要請限度関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
3	道路交通振動 ••••••••••	1 4
ā		1 6
第3部	令和4年度航空機騒音調査結果(長崎空港・大村飛行場周辺)	
ŧ	長崎空港周辺	
1	長崎空港の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
2	調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
3	調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
4	まとめ	2 2

7	大村飛行場周辺	
1	大村飛行場の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
2	調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
3	調査結果 ••••••	2 5
4	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
参考資料	学	
	こ係る環境基準)	
1	環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
2	騒音に係る環境基準の類型指定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
/ 白新	車騒音・道路交通振動、航空機騒音関係)	
-		2.0
1	自動車騒音の要請限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
2	道路交通振動の要請限度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (
3	航空機騒音に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
4	自動車保有台数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
::::1	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	
測定結果	₹	
付表:	1	3 4
	2 令和4年度自動車騒音測定結果(環境基準関係) ・・・・・・・・・	4 4
	3 令和4年度自動車騒音測定結果(要請限度関係) ·······	4 5
	4	4 7

第1部

環境騒音調査結果

第1部 令和4年度環境騒音調査結果

I 調査目的

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものであり、行政施策を推進するうえでの目標となる。

本県では、昭和58年度より騒音に係る環境基準の類型指定を主要な区域から順次実施 し、令和5年3月31日現在、13市7町において類型指定を行っている。

なお、環境基本法の改正により、平成24年4月1日から市の区域についてはそれぞれの市が、町の区域については県が類型指定を行っている。

これらの類型指定地域における環境騒音の現況と経年的な動向を把握することを目的として、5市3町が測定を実施した。

Ⅱ 調査概要

1 調査実施機関及び調査の種類

調査の種類	実施機関(関係市町)
定点調査	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、 長与町、時津町、東彼杵町(5市3町)

2 調查期間

調査名	市町名	調査期間	市町名	調査期間
	長崎市	R4.4.7~R4.5.24	大村市	R5.1.5∼R5.3.30
定点調査	佐世保市	R4. 10. 3~R4. 11. 18	長与町	R4.11.14~R4.11.22
上	島原市	R4. 6. 16~R5. 1. 12	時津町	R4. 12. 19~R5. 3. 30
	諫早市	R4. 5. 23~R5. 3. 7	東彼杵町	R4. 10. 6~R4. 10. 13

3 調査地域及び調査地点

市町ごとに各類型指定地域を代表する127地点(A類型:43、B類型:46、C類型:38地点)について、環境騒音の調査を実施した。

各市町の調査地点数は表1-1及び表1-2に示すとおり。

表1-1 各類型区分の調査地点数

類型区分	都市計画区域 用途区域	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	長与町	時津町	東彼杵町	111111111111111111111111111111111111111	+	
	第1種低層住居専用地域	4	2	1	5	4	3	4	0	23		
	第2種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
A 類型	第1種中高層住居専用地域	8	1	1	0	2	0	2	0	14	43	
型	第2種中高層住居専用地域	0	0	0	1	3	0	0	0	4		
	用途地域外	1	0	0	1	0	0	0	0	2		
	第1種住居地域	12	3	1	2	9	1	6	0	34		
B	第2種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	
B 類型	準住居地域	1	0	0	0	0	0	0	0	1	40	
	用途地域外	2	1	1	6	0	0	0	1	11		
	近隣商業地域	3	0	0	1	1	0	0	0	5		
	商業地域	6	5	1	1	0	0	1	0	14		
C類型	準工業地域	1	4	1	2	6	0	1	0	15	38	
型	工業地域		1	1	0	0	0	0	0	4		
	用途地域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	()	
	合計	40	17	7	19	25	4	14	1	12	27	

表1-2 調査地点数の推移

年度	7	平成 3	80年	变	,	令和是	元年月	芝		令和:	2年月	度	,	令和	3年月	度	×	令和.	4年月	妄
	A	В	С		Α	В	С		Α	В	С		A	В	С		Α	В	С	
市町名	類	類	類	計	類	類	類	計	類	類	類	計	類	類	類	計	類	類	類	計
	型	型	型		型	型	型		型	型	型		型	型	型		型	型	型	
長崎市	15	19	16	50	13	15	2	40	13	15	12	40	13	15	12	40	13	15	12	40
佐世保市	8	7	14	29	8	6	15	29	3	4	8	15	6	5	6	17	3	4	10	17
島原市	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7
諫早市	7	8	4	19	8	9	2	19	7	8	4	19	8	9	2	19	7	8	4	19
大村市	9	9	7	25	9	9	7	25	9	9	7	25	9	9	7	25	9	9	7	25
長与町	7	2	3	12	7	2	3	12	7	2	3	12	7	1	2	10	3	1	0	4
時津町	7	6	2	15	7	6	2	15	6	6	2	14	6	6	2	14	6	6	2	14
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
全域	55	53	49	157	54	49	34	137	47	46	39	132	51	47	34	132	43	46	38	127

*その他の地点は除く。

4 測定方法等

(1) 測定方法

騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731によるものとした。また、周波数補正特性はA特性、動特性はFASTとし、実測時間は24時間とした。

(2) 評価手法

騒音の評価手法は等価騒音レベル(Leq)によるものとし、基準時間帯ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価した。

Ⅲ 調査結果

1 騒音レベルの状況

県下の全測定地点の類型別・時間区分別の等価騒音レベル(Leq)の算術平均値を表1-3に示した。

類型別では昼間、夜間共にC、B、Aの順で高い値であった。 また、時間の区分別では、昼間が夜間より7~10デシベル高い値であった。

表1-3	類型別・	時間区分別	の等価騒音レベル	(Leq))の算術平均値

		時間の区分						
地域の類型	測定地点数	昼 間 (6時~22時)	夜間(22時~6時)					
A 類 型	43	46 デシベル	36 デシベル					
B類型	46	49 デシベル	40 デシベル					
C類型	38	53 デシベル	46 デシベル					

なお、測定を実施した各地点における個々の調査結果を、付表-1「環境騒音定点測定結果」(p34~p43)に示した。

2 環境基準の適合状況

(1) 適合状況の経年変化

過去5か年間の適合状況を図1-1に示した。

令和4年度、調査を実施した127地点のうち環境基準に適合したのは、昼間が122地点(96%)、夜間が120地点(94%)、二時間帯とも適合したのは117地点(92%)であり、二時間帯の全てが不適合の地点は佐世保市1地点、東彼杵町1地点の計2地点(2%)であった。

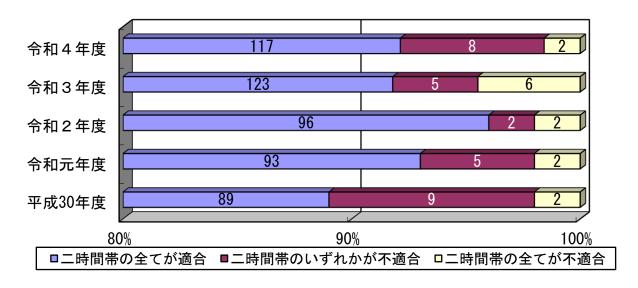


図1-1 環境基準の適合状況の経年変化

(2) 類型別·時間区分別適合状況

類型別・時間区分別適合状況を図1-2に示した。

A類型の43調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは41地点(95%)、「二時間帯」のいずれかが不適合の地点は2地点(5%)であった。また、時間区分別の適合状況は、昼間98%、夜間98%であった。

B類型の46調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは40地点(87%)、「二時間帯」のいずれかが不適合の地点は5地点(11%)、「二時間帯」の全てが不適合の地点は1地点(2%)であった。また、時間区分別の適合状況は、昼間93%、夜間91%であった。

C類型の38調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは36地点(95%)、「二時間帯」のいずれかが不適合の地点は1地点(3%)、「二時間帯」の全てが不適合の地点は1地点(3%)であった。また、時間区分別の適合状況は、昼間97%、夜間95%であった。

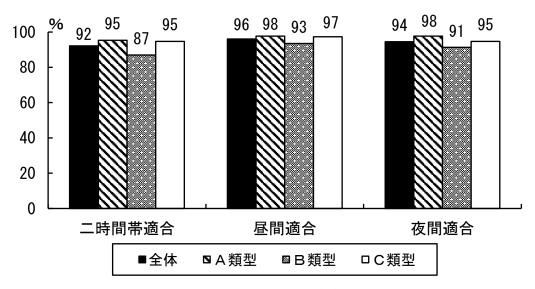


図1-2 類型別環境基準の適合状況

(3) 市町別の環境基準適合状況 市町別の環境基準適合状況を表1-4に示した。 「二時間帯」とも環境基準に適合した市町は島原市、諫早市、長与町であった。

表1-4 市町別・時間帯別の環境基準適合状況

		A #	類 型			В	類 型			C #	類 型			合計			
	泪山	適	合地点	数	泪山	適	合地点	数	泪山	適	合地点	数	泪山	適合地点数		数	
	測定地点数	二時間帯	昼間	夜間	測定地点数	二時間帯	昼間	夜間	測定地点数	二時間帯	昼間	夜間	測定地点数	二時間帯	昼間	夜間	
長崎市	13	13 100%	13 100%	13 100%	15	14 93%	15 100%	14 93%	12	11 92%	12 100%	11 92%	40	38 95%	40 100%	38 95%	
	3	3	3	3	4	4	4	4	10	9	9	9	17	16	16	16	
佐世保市	3	100%	100%	100%	4	100%	100%	100%	10	90%	90%	90%	17	94%	94%	94%	
島原	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	7	7	7	7	
市		100%	100%	100%		100%	100%	100%		100%	100%	100%	,	100%	100%	100%	
諫早	7	7	7	7	8	8	8	8	4	4	4	4	19	19	19	19	
市		100%	100%	100%		100%	100%	100%		100%	100%	100%		100%	100%	100%	
大村	9	7	8	8	9	6	8	7	7	7	7	7	25	20	23	22	
市	J	78%	89%	89%	J	67%	89%	78%	•	100%	100%	100%	20	80%	92%	88%	
長 与	3	3	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	4	4	4	4	
町		100%	100%	100%		100%	100%	100%	Ů	-	-	-		100%	100%	100%	
時津	6	6	6	6	6	5	5	6	2	2	2	2	14	13	13	14	
町	_	100%	100%	100%		83%	83%	100%		100%	100%	100%		93%	93%	100%	
東彼杵町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
町	-	-	-	_	_	0%	0%	Ο%	-	-	-	-	_	0%	Ο%	0%	
合	43	41	42	42	46	40	43	42	38	36	37	36	127	117	122	120	
計		95%	98%	98%		87%	93%	91%		95%	97%	95%		92%	96%	94%	

*下欄は適合率

第2部

自動車騒音・道路交通振動調査結果

第2部 令和4年度自動車騒音・道路交通振動調査結果

I 調査概要

本調査は騒音規制法第 18 条、第 21 条の 2 及び振動規制法第 19 条に基づき、県下主要幹線道路において、自動車騒音は県及び 10 市 2 町、道路交通振動は 4 市で調査を実施した。

1 調査実施機関

- (1)自動車騒音(環境基準関係) 長崎県県民生活環境部地域環境課
- (2)自動車騒音(要請限度関係) 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、 雲仙市、南島原市、長与町、時津町
- (3) 道路交通振動 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市

2 調查地点

- (1) 自動車騒音(環境基準関係) 調査地点は、面的評価を行う路線3地点で測定を実施した。
- (2) 自動車騒音(要請限度関係) 調査地点は表 2-1 のとおり、41 地点(a 区域:2、b 区域:11、c 区域:26、区域 外:2)で測定を実施した。
- (3) 道路交通振動

調査地点は表 2-2 のとおり、25 地点(第1種区域:11、第2種区域:13、区域外: 1)で測定を実施した。

表 2-1 自動車騒音市町別地点数

			要請限度	区域区分			追	道路種別	
市町名	地点数	a 区域	b 区域	c区域	区域外	国道	県道	市町道	その他
長崎市	11	0	4	7	0	7	4	0	0
佐世保市	7	0	0	7	0	7	0	0	0
諫早市	4	0	1	3	0	4	0	0	0
大村市	8	1	2	5	0	3	1	4	0
平戸市	2	0	2	0	0	2	0	0	0
対馬市	2	0	0	2	0	1	1	0	0
壱岐市	1	0	1	0	0	0	1	0	0
五島市	1	0	1	0	0	1	0	0	0
雲仙市	2 (1)	0	0	1	1	2	0	0	0
南島原市	1 (1)	0	0	0	1	0	1	0	0
長与町	1	1	0	0	0	0	1	0	0
時津町	1	0	0	1	0	1	0	0	0
合計	41 (2)	2	11	26	2	28	9	4	0

^{*()}は、要請限度の適用されない地点を内数で示す。

表 2-2 道路交通振動市町別地点数

			区域区分		道路種別			
市町名	地点数	第1種区域	第2種区域	区域外	国道	県道	市町道	その他
長崎市	11	4	7	0	7	4	0	0
佐世保市	5	5	0	0	5	0	0	0
諫早市	4 (1)	0	3	1	4 (1)	0	0	0
大村市	5	2	3	0	3	0	2	0
計	25 (1)	11	13	1	19 (1)	4	2	0

^{*()}は、要請限度の適用されない地点を内数で示す。

3 調査方法

(1)自動車騒音(環境基準関係)

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定めるところによる。

(注)道路に面する地域に係る騒音の環境基準については、地域を代表する騒音 測定地点で騒音レベルを測定し、環境基準値と比較する点的評価を行っていたが、 平成12年度から、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒 音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面 的評価を行っている。また、平成24年度から、騒音規制法の改正により、市の区 域に係る面的評価は市が実施することになった。

(2) 自動車騒音(要請限度関係)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)に定めるところによる。

(注) この省令が平成12年度から施行されたことに伴い、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値(L_{50})から等価騒音レベル(Leq)へ変更され、これに関連して要請限度の限度値、区域の区分等が見直された。

(3) 道路交通振動

「振動規制法施行規則第 12 条」 (昭和 51 年総理府令第 58 号) に定めるところによる。

(4) 自動車交通量

自動車交通量の測定方法は、原則として自動車交通騒音の測定期間中の1日について、トラフィッカーによる連続測定、又は8~9時、10~11時、14時~15時及び17時~19時の時間帯に各5分間目視等により上下交通量を計測し、10分間の交通量を求めた。

Ⅱ 調査結果

1 自動車騒音(環境基準関係)

調査区間 3 区間(長与町)について面的評価を行った結果を表 2-3 に示した。 住居等 1,040 戸を評価した結果、昼間、夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は 100% (1,040 戸)であった。

表 2-3 自動車騒音面的評価結果

番号 路線名 -		評価区間			環境基準達成率		
		起点	終点	昼間	夜間	昼夜	
1	長崎多良見線	長与町高田郷	長与町高田郷	100	100	100	
2	東長崎長与線	長与町吉無田郷	長与町嬉里郷	100	100	100	
3	長与大橋町線	長与町吉無田郷	長与町日当ノ尾	100	100	100	
合計				100	100	100	

2 自動車騒音(要請限度関係)

(1) 騒音レベル

要請限度の区域区分別の各時間帯の等価騒音レベル(Leq)の各平均値を表 2-4 に示した。

また、等価騒音レベル (Leq) の上位測定地点を時間の区分別に表 2-5 に示した。

表 2-4 要請限度の区域区分別の各時間帯の等価騒音レベル平均値

교육교사	测学地卡米	等価騒音レベル(Leq)の平均値				
区域区分	測定地点数	昼間	夜間	全 体		
a 区域	2	64 デシベル	56 デシベル	60 デシベル		
b 区域	11	67 デシベル	59 デシベル	63 デシベル		
c区域	26	68 デシベル	61 デシベル	65 デシベル		
区域外	2	63 デシベル	52 デシベル	57 デシベル		
全 体	41	67 デシベル	60 デシベル	64 デシベル		

a 区域: 専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 2-5 時間帯区分別の騒音レベル (Leq) 上位測定地点

時間 帯 の区 分	測定地点	道路名	区域区分	車線数	騒音レベル (Leq)
	大塔町卸本町入口バス停	国道 35 号	c区域	4	73 デシベル
	長崎駅前自動車公害測定局	国道 202 号	c区域	6	72 デシベル
	協和町(K 表具店)	市道 1007 号	c区域	4	72 デシベル
昼間	中央消防署飽の浦出張所	国道 202 号	c区域	4	71 デシベル
	平和公園(中心地地区)	国道 206 号	c区域	5	71 デシベル
	中央消防署松が枝出張所	国道 499 号	c区域	6	71 デシベル
	多良見町化屋 I 宅	国道 34 号	c区域	4	71 デシベル
	長崎駅前自動車公害測定局	国道 202 号	c区域	6	67 デシベル
	大塔町卸本町入口バス停	国道 35 号	c 区域	4	67 デシベル
夜間	平和公園(中心地地区)	国道 206 号	c 区域	5	66 デシベル
	北消防署	国道 206 号	c 区域	4	66 デシベル
	多良見町化屋 [宅	国道 34 号	c区域	4	66 デシベル

(2) 要請限度超過状況

要請限度の超過状況を表 2-6 に示した。

区域外の2地点を除く調査地点39地点について、全地点とも環境基準を達成していた。

表 2-6 要請限度超過状況

	Tip 干米	要請限度超過状況		
区域区分	地点数	時間帯別	地点	%
		2時間帯ともに要請限度以下	2	100%
a 区域	2	昼間のみ要請限度超過	0	0%
a 区域	2	夜間のみ要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度以下	11	100%
b 区域	11	昼間のみ要請限度超過	0	0%
0 区域		夜間のみ要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度以下	26	100%
c 区域	26	昼間のみ要請限度超過	0	0%
C 区域	20	夜間のみ要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度以下	39	100%
計	39	昼間のみ要請限度超過		0%
日日	აჟ	夜間のみ要請限度超過	0	0%
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0%

(3) 市町別の要請限度超過状況 市町別要請限度超過状況を表 2-7 に示した。 全市町において、全地点とも環境基準を達成していた。

表 2-7 市町別要請限度超過状況

		要請限度区域区分							
市町名	測定 地点数2時間帯の 全てが以下昼間のみ 超過		夜間のみ超過	Ļ.	2時間帯				
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	11	11	100%	0	0	0	0	0	0
佐世保市	7	7	100%	0	0	0	0	0	0
諫早市	4	4	100%	0	0	0	0	0	0
大村市	8	8	100%	0	0	0	0	0	0
平戸市	2	2	100%	0	0	0	0	0	0
対馬市	2	2	100%	0	0	0	0	0	0
壱岐市	1	1	100%	0	0	0	0	0	0
五島市	1	1	100%	0	0	0	0	0	0
雲仙市	1	1	100%	0	0	0	0	0	0
南島原市	0	0	1	0	0	0	0	0	0
長与町	1	1	100%	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100%	0	0	0	0	0	0
合計	39	39	100%	0	0	0	0	0	0

(注1) 規制区域外の2地点は除く。

3. 道路交通振動

(1) 振動レベル

図 2-1 に昼間における振動レベル(L_{10} 。以下同じ。)の度数分布を示した。 測定地点数は、全体で 25 地点(うち 1 地点は規制区域外)であった。

出現頻度は、30 デシベル未満の地点が最も多く、7 地点であった。

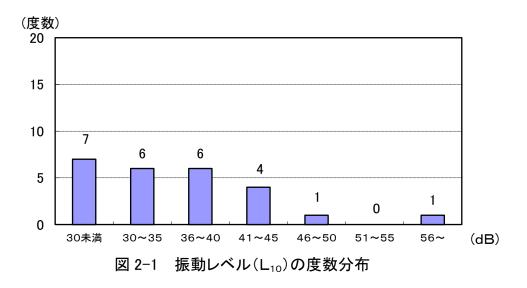


表 2-8 に振動規制区域の区分別の振動レベル(昼間)を示した。振動規制区域別の地点数の内訳は、第1種区域11地点、第2種区域13地点であった。

振動レベルは、全平均値が35 デシベル、最小値23 デシベル未満、最大値59 デシベルであった。

また、振動規制区域別の L_{10} の平均値をみると、第1種区域が33デシベル、第2種区域は37デシベルであった。

振動規制区域	測定地点数	振	動レベル (L ₁₀)
派到況前凸域	側足地点数	平均	最 小	最 大
第1種区域	11	33 デシベル	24 デシベル	43 デシベル
第2種区域	13	37 デシベル	23 デシベル	59 デシベル
全体	24	35 デシベル	23 デシベル	59 デシベル

表 2-8 振動規制区域の区分別の振動レベル(昼間)

- (注2) 30デシベル未満の測定結果については参考値である。
- (注3) 規制区域外の1地点は除く。

表 2-9 に昼間の振動レベル(L_{10})の上位調査地点を示した。

調査を実施した 24 地点 (規制区域外の 1 地点は除く) のうち最高値は、長崎 駅前自動車公害測定局で、昼間において 59 デシベルであった。

表 2-9 振動レベル上位測定地点(昼間)

測 定 地 点	道路名	規制区域	車線数	振 動
長崎駅前自動車公害測定局	国道 202 号	2	6	59 デシベル
小野測定局	国道 57 号	2	4	50 デシベル
玖島1丁目(大村市役所)	国道 34 号	1	4	43 デシベル

(2) 要請限度の超過状況

道路交通振動については、全ての測定地点において要請限度以下であった。 なお、最近5カ年の振動レベル(平均)の経年変化を図 2-2 に示した。

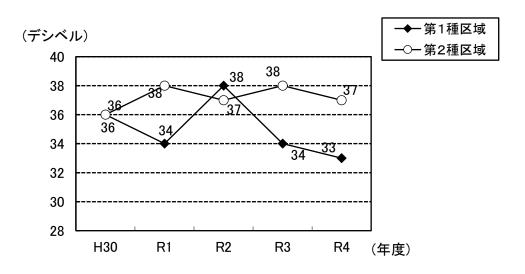


図 2-2 振動レベル(L₁₀)の経年変化(昼間)

Ⅲ まとめ

令和4年度に実施した県内主要幹線道路における自動車騒音・振動の概要は、以下のと おりである。

(1) 自動車騒音(環境基準関係)

令和4年度は長与町の3評価区間について面的評価を行った。

その結果、昼間、夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は、100%であった。

なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-2「令和4年度自動車騒音測定結果(環境基準関係)」(p44)に示した。

(2) 自動車騒音(要請限度関係)

県内 10 市 2 町 41 地点における騒音レベルの平均値は、時間の区分別では昼間 67 デシベル、夜間 60 デシベルであり、騒音規制区域の区分では、 a 区域が 60 デシベル、 b 区域が 63 デシベル、 c 区域が 65 デシベル、区域外が 57 デシベルであった。

騒音レベルの時間帯別上位地点は、主に交通量の多い測定地点となっていた。 また、区域外2地点を除く調査地点39地点は全て環境基準を達成していた。 なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-3「令和4年度自動車騒音測定結果(要請限度関係)」(p45~p46)に示した。

(3) 道路交通振動

県内4市24測定地点(規制区域外の1地点は除く。)における振動レベルの平均値は35 デシベルであり、昼間時における最高地点は長崎駅前自動車公害測定局で、59 デシベルであった。

また、道路交通振動の測定結果は、すべての測定地点で要請限度以下であり、昭和55年測定開始以後要請限度は超過していない。

なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-4「令和4年度道路交通振動測定結果」(p47)に示した。

第3部

航空機騒音調査結果 (長崎空港・大村飛行場周辺)

第3部 令和4年度航空機騒音調査結果(長崎空港・大村飛行場周辺)

I 長崎空港周辺

1 長崎空港の現況

長崎空港は、国土交通省が所管し、海上埋立地の滑走路(旧長崎空港B滑走路) と本土側の滑走路(旧長崎空港A滑走路)の2本の滑走路があったが、平成23年に本 土側の滑走路が防衛省へ移管されたため、現在は海上埋立地において民間航空機が 離発着する空港となっている。

(1) 所在

長崎空港は大村湾内の大村市箕島(北緯32°55′、東経129°54′、標点の標高 2.4m)にあり、本土側とほぼ平行に約1km、南側滑走路端からの飛行コース延長線 上約11kmは、海で隔てられている。

(2) 長崎空港の概要

長崎空港の概要は次のとおりである。

空港の種類	国管理空港	(旧第2種A空港)
空港面積	$1,735$ $+m^2$	
空港施設	○着陸帯	$3,120\text{m}\times300\text{m}$
	○滑走路	$3,000\text{m}\times60\text{m}$
	○誘導路	$3,531\text{m}\times9\sim34\text{m}$
	○エプロン	$137,001\text{m}^2$
		B747級

B747級7バースB767級2バースDHC8級2バース小型機5バース

(3) 航空路線と就航機種

長崎空港における国内路線は、表3-1に示すように令和5年3月31日現在、1日当たり9路線36便である。この他に、国際線として週2便の上海定期便(就航機種: A319)、週3便の香港定期便(就航機種: A320)が運航されている。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響による運休・減便は反映していない。 また、上記のほか、大型機等による訓練及び審査のための練習飛行が実施されている。なお、空港の運用時間は午前7時00分から午後10時00分までの15時間となっている。

表3-1 国内路線

路線都市	便数	機種	路線都市	便数	機種		
東京	14便	B737–800, B767–300 B787–8, A321	神戸	3便	B737-800		
東京 (成田)	1便	A320-200	対馬	3便	DHC8-Q200 DHC8-Q400		
名古屋 (中部)	2便	B737-800	福江	2便	DHC8-Q200 DHC8-Q400		
大阪 (伊丹)	8便	B737-800、E190 DHC8-Q400	壱岐	2便	DHC8-Q200		
大阪 (関西)	1 便	A320-200					
	合計 9路線 36便						

(注1) 令和5年3月31日現在。

(注2) 便数、機種については月により変更がある。

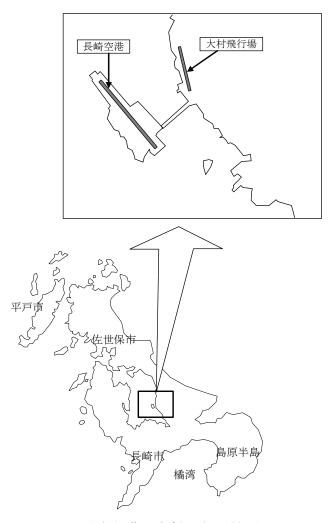


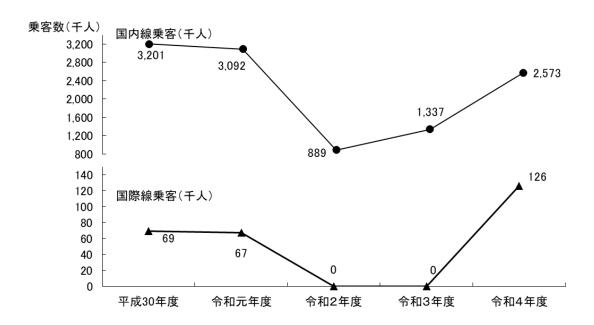
図3-1 長崎空港·大村飛行場位置図

(4) 乗客及び貨物空輸実績

長崎空港の利用実績の経年変化を図3-2に示す。

令和4年度の国内線乗客数は2,573千人(前年度比192%)であり、国際線乗客数は126人(前年度比126人増)であった。

国内線貨物量は、令和4年度は、4,138トン(前年度比160%)であり、国際線 貨物量は5トン(前年度比250%)であった。



(注) 国際線乗客とは、国際線の定期路線(長崎空港寄港分を含む。) 及びチャーター便等 の乗客数をいう。

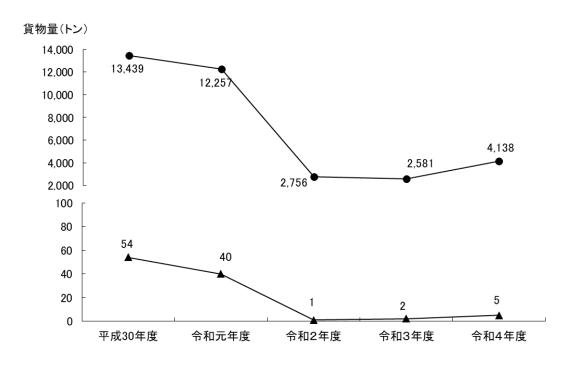


図3-2 乗客数及び貨物空輸実績(国内線・国際線)

(5) 着陸回数及び離着陸の方向等

民間定期航空路等を中心とする滑走路の着陸回数の推移は表3-2に示すとおりである。令和4年度着陸回数は、15,791回(前年度比129%)であった。

表3-2 着陸回数の推移

	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	年 間	15, 634	15, 578	9, 454	12, 205	15, 791
Ī	1日あたり	43	43	26	34	44

(空港管理状況調書(国土交通省航空局)より)

長崎空港における着陸は、風向等にもよるが、おおむね諫早市方向より、また、 離陸は川棚町大崎半島方向へとなっている。待機空域は大村湾上空に設定されて いる。

2 調査の概要

長崎空港周辺の航空機騒音の測定監視は、諫早市及び大村市の2市により滑走路が供用開始された昭和50年から実施している。

令和4年度は、諫早市6地点及び大村市4地点の合計10地点で測定を実施した。

(1)調査実施機関

大村市、諫早市

(2)調査地点及び調査期日

令和4年度の調査地点及び調査期日を表3-3、図3-3に示す。

表3-3 調査地点及び調査期日

		温土 吸出	ふよかご	田本知即	環境	養基準
市名	調査地点	滑走路中心点から の方位及び距離			類型	基準値
		U) /J /丘//	人の正日内比	距離 令和 4 年度 2.2km 9/9~9/15 1.6km 12/6~12/12 2.8km 11/25~12/1 5.7km 1/18~1/24 2.2km 12/14~12/20 1.2km 11/17~11/23 5.5km 11/22~11/28 7.7km 3/24~3/30 3.3km 12/29~1/4	規至	Lden
	真津山小学校	南東	12.2km	9/9~9/15		
	久山町住宅	南東	11.6km	12/6~12/12		
諫早市	若葉町住宅	南東	12.8km	11/25~12/1	т	57
	土師野尾町公民館	南東	15.7km	1/18~1/24	1	デシベル
	久山台住宅	南東	12.2km	12/14~12/20		
	喜々津東小学校	南東	11.2km	11/17~11/23		
	大村市役所	東南東	4.5km	11/22~11/28		
大村市	前舟津公民館	南東	4.7km	3/24~3/30	т	57
ሊተነ ሀነ	釜川内	南東	6.3km	12/29~1/4	1	デシベル
	三浦出張所	南東	9.2km	12/6~12/12		



図3-3 長崎空港周辺の騒音測定地点

(3)調査方法

航空機騒音の測定及び評価は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日、環境庁告示第154号)により定められた方法に基づいて実施した。 なお、平成25年4月1日より、環境基準の評価指標は、従来のWECPNLよりL_{den}[デシベル]が採用されている。

(4) 測定機器

名称		製造者	機種名	
ア	普通騒音計	リオン株式会社	NL-42	
イ	環境騒音観測装置	リオン株式会社	NA-37	

3 調査結果

令和4年度の環境基準の適合状況を表3-4に示した。全調査地点で環境基準に適合した。

表3-4 環境基準の適合状況

			璟	環境基準	測定結果	適合状況
市名	調査地点	用途地域	環境基準 類型 基準値 Lden I 57 デシベル I 57 デシベル	Lden		
			類至	Lden	(7日間)	
	真津山小学校	第1種住居地域		基準値 Lden (7 日間) 45 デシベル 49 デシベル 47 デシベル 48 デシベル 43 デシベル 49 デシベル 43 デシベル 41 デシベル 40 デシベル	45 デシベル	適合
	久山町住宅	市街化調整区域			49 デシベル	適合
諫早市	若葉町住宅	用途地域 基準値 Lden 第 1 種住居地域 市街化調整区域 第 1 種住居地域 市街化調整区域 第 1 種住居地域 市街化調整区域 第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 商業地域 第 1 種住居地域 I 57 デシベル	47 デシベル	適合		
本 半 リ	土師野尾町公民館	市街化調整区域		37) 2. 10	48 デシベル	適合
	久山台住宅	第1種低層住居専用地域			43 デシベル	適合
	喜々津東小学校	第1種中高層住居専用地域			49 デシベル	適合
	大村市役所	商業地域			42 デシベル	適合
大村市	前舟津公民館	第1種住居地域	類型基準値 LdenLden(7日間)45 デシベル49 デシベル47 デシベル48 デシベル43 デシベル49 デシベル41 デシベル41 デシベル	適合		
נוי ניזי	釜川内	白地地域		40 デシベル	適合	
	三浦出張所	白地地域			Lden (7 日間) 45 デシベル 49 デシベル 47 デシベル 43 デシベル 43 デシベル 42 デシベル 41 デシベル 40 デシベル	適合

4 まとめ

令和4年度は長崎空港周辺諫早市6地点及び大村市4地点の計10地点において、原則として7日間の航空機騒音測定を実施した。

結果の概要は以下のとおりである。

- (1) 大村市、諫早市は、昭和58年6月1日に航空機騒音に係る環境基準の類型が指定されているが、令和4年度の調査結果は全ての地点において環境基準に適合していた。
- (2) L_{den} (7日間) が最も高い地点は、諫早市久山町住宅及び喜々津東小学校で、49 デシベルであった。

Ⅱ 大村飛行場周辺

1 大村飛行場の現況

大村飛行場は、昭和35年に「大村空港」として開港してから、民間の旅客機の離発着及び自衛隊等に使用されていたが、昭和50年に海上埋立地の滑走路(旧長崎空港B滑走路)が供用を開始して以降は、「長崎空港A滑走路」として海上自衛隊のヘリコプター及び民間小型機の訓練飛行等に使用されていた。現在は平成23年に国土交通省から防衛省へ移管されたことに伴い、長崎空港A滑走路としての供用は廃止され、「大村飛行場」として管理されている。

(1) 所在

大村飛行場は大村市の中心街(大村駅前)より北西へ約3km離れた大村湾沿いの大村市今津町に位置し、大村飛行場の沖合約1kmのところに長崎空港がある。

(2) 大村飛行場の概要

大村飛行場の概要は次のとおりである。

(3) 大村飛行場におけるヘリコプター等の飛行形態

大村飛行場は、海上自衛隊、県警察本部、県危機管理課のヘリコプターが利用している。

海上自衛隊所属のヘリコプターによる訓練飛行の経路は大村湾上に設定され、離発着時のコースはいずれも海上方向となっている。

滑走路上でのヘリコプターの飛行形態は、

- ①通常の離発着(海上方向より飛来して着陸及び離陸後直ちに海上方向へ飛行等)
- ②タッチアンドゴーを含む滑走路上通過(滑走路5~30m上空)
- ③ホバリングによる滑走路上での停止や水平移動(滑走路上5~30m上空) 等、きわめて多様なものとなっている。

2 調査の概要

令和4年度は、大村飛行場周辺の6地点において7日間又は14日間の連続測定を実施した。

(1)調査実施機関

大村市

(2)調査地点及び調査期日

令和4年度の調査地点及び調査期日を表3-5、図3-4に示す。

表3-5 調査地点及び調査期日

		滑走路中心点からの 方位及び距離		調査期間	環境基準	
市名	調査地点			令和4年度	類	基準値
		刀型及	クロスの距離	774447支	型	Lden
	富の原小学校	北東	1,200m	12/20~12/27	I	57 デシベル
	古賀島町住宅(A)	北北東	180m	3/9~3/22		
大村市	古賀島町住宅(B)	南東	90m	1/21~2/3		
八竹巾	古賀島町住宅(C)	北東	160m	2/22~3/7	П	62 デシベル
	古賀島町住宅(D)	北東	90m	1/6~1/19		
	古賀島町住宅(E)	東北東	440m	2/7~2/20		



図 3-4 大村飛行場周辺の騒音測定地点

(3)調査方法及び評価方法

航空機騒音の測定及び評価は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日、環境庁告示第154号)により定められた方法に基づいて実施した。

なお、平成25年4月1日より、環境基準の評価指標は、従来のWECPNLより L_{den} [デシベル]が採用されている。

(4) 測定機器

	名称	製造者	機種名	
ア	環境騒音観測装置	リオン株式会社	NA-37	

3 調査結果

令和4年度の環境基準の適合状況を表3-6に示した。6地点中5地点は環境基準に適合したが、1地点は不適合となった。

表3-6 環境基準の適合状況

			玢	環境基準	測定結果					
市名	調査地点	用途地域		調査地点 用途地域		調査地点用途地域	類型	基準値	Lden	適合状況
			規工	Lden	(7日間)					
	富の原小学校	第1種住居地域	I	57 デシベル	46 デシベル	適合				
	古賀島町住宅(A)	準工業地域			60 デシベル	適合				
+++=	古賀島町住宅(B)	準工業地域	Ⅱ 62 デシ ^		62 デシベル	適合				
大村市 	古賀島町住宅(C)	準工業地域		62 デシベル	60 デシベル	適合				
	古賀島町住宅(D)	準工業地域			64 デシベル	不適合				
	古賀島町住宅(E)	準工業地域			51 デシベル	適合				

4 まとめ

令和4年度は、大村飛行場周辺における航空機騒音(主にヘリコプター騒音)の実態を把握するため、6地点について7日間又は14日間の連続測定を実施した。

測定の結果、5地点(富の原小学校、古賀島町住宅(A)、(B)、(C)、(E))においては、 航空機騒音に係る環境基準に適合したが、1地点(古賀島町住宅(D))においては不適 合となった。

参考資料

(騒音に係る環境基準)

1 環境基準

(一般地域)

(等価騒音レベル)

14444の雑刊	時間の区分		
地域の類型	昼間	夜 間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
С	60デシベル以下	50デシベル以下	

1) 時間の区分は次のとおり

昼間:午前6時~午後10時 夜間:午後10時~翌午前6時

- 2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 4) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(道路地域)

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値		
地域(ソビガ	昼間	夜 間	
A地域のうち2車線以上の車線を有す る道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅 員を有する帯状の車道部分をいう。

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	<u> </u>
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(令和5年3月31日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	類型指定の実施市町
昭和58年5月31日	第464号	6月 1日	(新規指定) 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市
昭和59年5月18日	第428号	6月 1日	(新規指定) 島原市、多良見町、長与町、時津町
昭和60年6月 7日	第509号	6月 7日	(新規指定) 福江市、平戸市、香焼町
昭和61年5月 9日	第401号	5月 9日	(告示方法変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、香焼町、多良見町、長与町、時津町 (新規指定) 松浦市、三和町、琴海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町 (昭和58年第464号、昭和59年第428号、昭和60年第509号は廃止)
昭和62年4月24日	第458号	5月 1日	(新規指定) 有明町、小浜町、西有家町、佐々町、郷ノ浦町、厳原町
昭和63年4月22日	第450号	5月 1日	(新規指定) 野母崎町、大瀬戸町、高来町、国見町、加津佐町、有家町
平成元年4月14日	第459号	5月 1日	(新規指定) 口之津町、生月町、江迎町、上五島町、有川町
平成 2年4月13日	第497号	5月 1日	(新規指定) 西彼町、西海町、大島町、崎戸町、外海町
平成 3年4月23日	第463号	5月 1日	(新規指定) 森山町、小長井町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、田平町
平成 4年5月 6日	第523号	5月 6日	(新規指定) 飯盛町、千々石町
平成 5年4月30日	第522号 第523号	4月30日	(一部変更) 長崎市、佐世保市、諫早市、時津町
平成 6年4月22日	第516号	4月22日	(一部変更) 佐世保市
平成10年 3月 3日	第196号	3月 3日	(一部変更) 島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、多良見町、時津 町、厳原町
平成11年 4月 1日	第490号	4月 1日	(類型区分改正による指定変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町、多良見町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町、有明町、国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、加津佐町、口之津町、西有家町、有家町、生月町、田平町、江迎町、佐々町、上五島町、有川町、郷ノ浦町、厳原町 (平成10年第196号は廃止)
平成13年 3月 6日	第189号	3月 6日	(一部変更) 島原市、大村市
平成14年 3月15日	第282号	3月15日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町

平成15年 3月14日	第281号	3月14日	(一部変更)
1,0010 07,111	7,5201.5	0/,111	大村市、長与町
平成16年 3月16日	第432号	3月16日	(新規指定) 新魚目町
平成23年 3月29日	第378号	3月29日	(一部変更) 佐世保市、諫早市、大村市、時津町
平成24年 3月16日	第294号	4月 1日	(市へ類型指定に関する権限移譲による指定変更) 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 佐々町、新上五島町 (平成11年第490号は廃止)
平成25年 3月 1日	第175号	3月 1日	(一部変更) 時津町
平成27年12月18日	第1106号	12月18日	(一部変更) 長与町、時津町
平成28年12月27日	第889号	12月27日	(一部変更) 長与町、時津町
令和5年8月1日	第515号	8月1日	(一部変更) 時津町

参考資料

自動車騒音・道路交通振動、 航空機騒音関係

1 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号)

(等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分		
	区域の区分	昼間(6~22)	夜間 (22~6)	
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路 に面する区域	65デシベル	55デシベル	
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する区域	70デシベル	65デシベル	
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する区域及びc区域のうち車線を有する 道路に面する区域		70デシベル	

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線をこえる車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20m迄の範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

備考

- 1 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事 (市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。
 - (1) a 区域: 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b区域: 主として住居の用に供される区域
 - (3) c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 時間の区分は次のとおり。

昼間:午前6時~午後10時 夜間:午後10時~翌午前6時

- 3 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下、「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。
- 4 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置 とする。(原則として地上1.2メートルとする。)
- 5 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表していると認められる3日間について行うものとする。
- 6 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法による。
- 8 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

2 道路交通振動の要請限度

「振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度」

時間の区分	昼間	夜 間
区域の区分	(デシベル)	(デシベル)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた 区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居 の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全をするため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。
 - 一 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
 - 二 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
- 3 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計算単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地境界線とする。
- 6 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表する と認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行 うものとする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分に踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該 測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の 対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げ る補正値を減ずるものとする。

	指示値の差	3デシベル	4デシベル	5デシベル	6デシベル	7デシベル	8デシベル	9デシベル
Ī	補正値	3デシベル	2デシ	ベル		1デシ	ベル	

8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定地の80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

3 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位 L _{den})
	57デシベル以下
	62デシベル以下

(注) をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域 は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値と する。

- (1)測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル 以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L_e) を計測する。なお、単 発騒音暴露レベルの求め方については、日本産業規格Z8731に従うものとする。
- (2)測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3)測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4)評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(/ の)を算出し、全測定日の/のについて、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_{i} 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}}\right)\right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯におけるi番目の $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE,nk}$ とは、規準化時間 (1秒)をいい、Tとは、観測 1 日の時間 (86,400秒)をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

- (注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{den.i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。
- (5)測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
 - *環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛 隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。 新環境基準値は、騒音対策の継続性も考慮し、旧環境基準値に相当するレベルに設定さ れている。

【参考 WECPNL(旧環境基準)】

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

(注) をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は 以 外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値と する。

- (1)測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2)測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3)測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4)評価は(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位:WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

た算

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注)dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN1、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN2、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数をN3、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をN4とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 10(N_1 + N_4) \cdot \cdot \cdot$$

(5)測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

4 自動車保有台数の推移 (単位:台)

	D D 3V 1/2									(+12.1)
種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
115 H/m	48, 569	48, 245	48, 017	48, 228	48, 249	48, 257	48, 293	48, 412	48, 498	48, 782
貨 物	(100)	(99)	(99)	(99)	(99)	(99)	(99)	(100)	(100)	(100)
	4, 270	4, 248	4, 337	4, 354	4, 453	4, 394	4, 330	4, 201	4, 032	3, 918
乗 合	(100)	(99)	(102)	(102)	(104)	(103)	(101)	(98)	(94)	(92)
乗用	342, 080	338, 677	337, 555	339, 224	339, 430	338, 988	337, 631	337, 395	335, 651	334, 402
乗用	(100)	(99)	(99)	(99)	(99)	(99)	(99)	(99)	(98)	(98)
牡井田公	13, 840	13, 972	14, 120	14, 384	14, 438	14, 628	14, 699	14, 756	14, 748	14, 679
特殊用途	(100)	(101)	(102)	(104)	(104)	(106)	(106)	(107)	(107)	(106)
	2,670	2, 684	2, 693	2, 702	2, 693	2, 697	2, 684	2, 689	2, 685	2, 677
大型特殊	(100)	(101)	(101)	(101)	(101)	(101)	(101)	(101)	(101)	(100)
.1. 표기 ㅡ ♣스	15, 565	15, 785	16, 115	16, 225	16, 270	16, 446	16, 607	17, 252	17, 803	18, 401
小型二輪	(100)	(101)	(104)	(104)	(105)	(106)	(107)	(111)	(114)	(118)
权力利士	482, 501	491, 649	493, 536	495, 566	497, 420	499, 754	500, 443	502, 595	502, 991	505, 107
軽自動車	(100)	(102)	(102)	(103)	(103)	(104)	(104)	(104)	(104)	(105)
∳⁄\\ ∃I.	909, 495	915, 260	916, 373	920, 683	922, 953	925, 164	924, 687	927, 300	926, 408	927, 966
総計	(100)	(101)	(101)	(101)	(101)	(102)	(102)	(102)	(102)	(102)

(注) 下段数値は、平成25年度を100とした時の数値



(長崎市)

番	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況	備考
号	例足地尽	例足夠间	用迷地域	類 空	昼間	夜間	昼間	夜間	1曲 与
1	鳴見台北公園	R4. 04. 18 -04. 19	第1種低層住居専用地域	A	44	37	0	0	
2	小江原台東公園	R4. 04. 21 -04. 22	第1種低層住居専用地域	A	44	31	\circ	\circ	
3	老人福祉センターしらゆり荘	R4. 04. 11 -04. 12	第1種低層住居専用地域	A	49	35	\circ	\circ	
4	矢上団地第一公園	R4. 05. 16 -05. 17	第1種低層住居専用地域	A	43	33	\circ	0	
5	シーボルト記念館	R4. 04. 07 -04. 08	第1種中高層住居専用地域	A	42	35	\circ	0	
6	山ノ木公園	R4. 04. 18 -04. 19	第1種中高層住居専用地域	A	37	34	\circ	0	
7	老人憩の家つつじ荘	R4. 04. 21 -04. 22	第1種中高層住居専用地域	A	50	38	0	0	
8	下川平公園	R4. 05. 09 -05. 10	第1種中高層住居専用地域	A	46	40	0	0	
9	老人福祉センターあじさい荘	R4. 05. 09 -05. 10	第1種中高層住居専用地域	A	50	42	0	0	
10	大浜東公園	R4. 05. 23 -05. 24	第1種中高層住居専用地域	A	40	33	0	0	
11	立山公園	R4. 05. 09 -05. 10	第1種中高層住居専用地域	A	46	34	0	0	
12	祝捷山公園	R4. 04. 07 -04. 08	第1種中高層住居専用地域	A	47	35	0	0	
13	晴海台地区公民館	R4. 04. 14 -04. 15	_	A	49	42	0	0	
14	香焼地域センター	R4. 04. 11 -04. 12	第1種住居地域	В	51	31	0	0	
15	淵地区ふれあいセンター	R4. 04. 21 -04. 22	第1種住居地域	В	52	43	0	0	
16	式見地域センター	R4. 05. 23 -05. 24	第1種住居地域	В	43	35	0	0	
17	外海公民館	R4. 05. 10 -05. 11		В	49	45	0	0	
18	西山2丁目公園	R4. 05. 19 -05. 20	第1種住居地域	В	54	43	0	0	
19	戸町地区ふれあいセンター	R4. 04. 14 -04. 15	第1種住居地域	В	53	44	0	0	
20	恐竜パーク体育館	R4. 04. 14 -04. 15	_	В	49	43	0	0	
21	仁田佐古地区ふれあいセンター	R4. 04. 07 -04. 08	第1種住居地域	В	42	34	0	0	
22	あけぼの公園	R4. 05. 19 -05. 20	第1種住居地域	В	36	28	0	0	
23	深堀地域センター	R4. 04. 11 -04. 12	第1種住居地域	В	50	36	0	0	
24	白岩公園	R4. 04. 07 -04. 08	第1種住居地域	В	48	36	0	0	
25	日見地域センター	R4. 05. 19 -05. 20	第1種住居地域	В	49	43	0	0	
26	老人憩の家東望荘	R4. 05. 16 -05. 17	第1種住居地域	В	47	40	0	0	
27	戸石地区公民館	R4. 05. 19 -05. 20	第1種住居地域	В	43	36	0	0	
28	長崎市営陸上競技場	R4. 04. 18 -04. 19	準住居地域	В	54	48	0	×	自動車騒音の影響
29	緑ヶ丘地区ふれあいセンター	R4. 04. 21 -04. 22	近隣商業地域	С	55	45	0	0	
30	老人憩の家ひまわり荘	R4. 04. 25 -04. 26	近隣商業地域	С	54	50	0	0	
	水の浦公園	R4. 04. 25 -04. 26	近隣商業地域	С	51	47	0	0	
32	老人福祉センターすみれ荘	R4. 04. 18 -04. 19	商業地域	С	53	46	0	0	

(長崎市)

番	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況		備考
号	例足地点	例仁初间	用透地域	規 生	昼間	夜間	昼間	夜間		VIII 45
33	中町公園	R4. 05. 23 -05. 24	商業地域	С	56	49	0	0		
	江平地区ふれあいセンター	R4. 05. 09 -05. 10	商業地域	С	53	48	\circ	0		
	麹屋町公園	R4. 04. 25 -04. 26	商業地域	С	46	44	0	0		
	樺島町公園	R4. 04. 14 -04. 15	商業地域	С	55	47	0	0		
	中央公園	R4. 04. 25 -04. 26	商業地域	С	56	51	0	X	自動車騒音	新響
	東望公園	R4. 05. 16 -05. 17	準工業地域	С	54	43	0	0		
39	長崎県社会保険診療報酬支払基金	R4. 04. 27 -04. 28	工業地域	С	50	43	0	0		
40	小ヶ倉地域センター	R4. 04. 27 -04. 28	工業地域	С	53	47	0	0		
									全体	
				ア			13	13	13	ア. 測定地点数
				イ			13	13	13	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	45	36	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			15	15	15	ア. 測定地点数
				イ			15	14	14	イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	48	39	100	93	93	ウ. 適合率 (%)
				ア			12	12	12	ア. 測定地点数
				イ			12	11	11	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	53	47	100	92	92	ウ. 適合率 (%)
				ア			40	40	40	ア. 測定地点数
				イ			40	38	38	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	53	47	100	95	95	ウ. 適合率 (%)

(佐世保市)

番	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況	備考
号	例足地点	侧足别间	用透地域	類 空	昼間	夜間	昼間	夜間	7用 行
1	船越町公民館	R4. 11. 07 -11. 08	第1種低層住居専用地域	A	42	31	0	0	
2	中里町下公民館	R4. 11. 14 -11. 15	第1種中高層住居専用地域	A	53	40	0	0	
3	田ノ元公民館	R4. 11. 17 -11. 18	_	В	44	31	0	0	
4	桧台自治集会所	R4. 11. 17 -11. 18	第1種住居地域	В	42	34	\circ	\circ	
	南地区コミュニティセンター	R4. 10. 17 -10. 18	準工業地域	С	52	40	\circ	\circ	
6	卸本町陽光台公民館	R4. 10. 24 -10. 25	準工業地域	С	44	40	\circ	\circ	
7	大潟町2組公民館	R4. 11. 14 -11. 15	工業地域	С	39	28	\circ	\circ	
8	崎辺地区コミュニティセンター	R4. 11. 10 -11. 11	第1種低層住居専用地域	A	46	36	\circ	\circ	
9	愛宕地区コミュニティセンター	R4. 11. 07 -11. 08	第1種住居地域	В	48	45	\circ	\circ	
10	西地区コミュニティセンター	R4. 11. 10 -11. 11	第1種住居地域	В	50	41	0	0	
11	大気汚染日宇測定局	R4. 10. 12 -10. 13	商業地域	С	65	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
12	大気汚染福石測定局	R4. 10. 17 -10. 18	商業地域	С	64	58	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
	島瀬公園	R4. 10. 03 -10. 04	商業地域	С	65	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
14	佐世保市役所	R4. 10. 03 -10. 04	商業地域	С	63	55	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
15	大和町木風町入口バス停	R4. 10. 12 -10. 13	商業地域	С	67	62	\circ	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
16	早岐警察署	R4. 10. 31 -11. 01	準工業地域	С	67	60	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
17	大塔町卸本町入口バス停	R4. 10. 26 -10. 27	準工業地域	С	73	67	×	X	幹線交通を担う道路に近接する空間
									全体
				ア			3	3	3 ア. 測定地点数
				イ			3	3	3 イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	47	36	100	100	100 ウ. 適合率 (%)
				ア			4	4	4 ア. 測定地点数
				イ			4	4	4 イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	46	38	100	100	100 ウ. 適合率 (%)
				ア			10	10	10 ア. 測定地点数
				イ			9	9	9 イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	60	53	90	90	90 ウ. 適合率 (%)
				ア			17	17	17 ア. 測定地点数
				イ			16	16	16 イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	54	46	94	94	94 ウ. 適合率 (%)

(島原市)

番	測定地点	測定期間	用途地域	類	騒音し	ノベル	環境基準	適合状況		備考
号	例足地点	例足夠同	用透地域	型	昼間	夜間	昼間	夜間		加持
1	上の原三丁目(火葬場)	R5. 01. 11 -01. 12	第1種低層住居専用地域	A	44	12	0	0		
2	梅園町(安中公民館)	R4. 06. 16 -06. 17	第1種中高層住居専用地域	A	11	11	0	0		
3	西八幡町 (白山公民館)	R4. 06. 18 -06. 19	第1種住居地域	В	48	39	\circ	\circ		
4	中原町(農村環境改善センター)	R4. 06. 19 -06. 20	区域外	В	47	40	\circ	\circ		
5	新町二丁目(霊丘公民館)	R4. 06. 22 -06. 23	商業地域	С	44	41	\circ	\circ		
6	霊南二丁目(ありあけ荘)	R4. 06. 26 -06. 27	準工業地域	С	49	42	\circ	\circ		
7	前浜町 (最終処分場)	R4. 06. 17 -06. 18	工業地域	С	11	11	0	0		
									全体	
				ア			2	2	2	ア. 測定地点数
				イ			2	2	2	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	28	11	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			2	2	2	ア. 測定地点数
				イ			2	2	2	イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	48	39	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			3	3	3	ア. 測定地点数
				イ			3	3	3	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	35	31	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			7	7	7	ア. 測定地点数
				イ			7	7	7	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	11	11	100	100	100	ウ. 適合率 (%)

(諫早市)

番	測定地点	御令和問	用途地域	類 型	騒音レベル	ν (LAeq)	環境基準	適合状況		備考
号	側足地点	測定期間	用迷地域	類 空	昼間	夜間	昼間	夜間		1用 石
	白岩町Y宅	R4. 05. 23 -05. 24	第1種低層住居専用地域	A	41	36	0	0		
2	真崎町N宅	R4. 05. 23 -05. 24	第1種低層住居専用地域	A	43	36	\circ	\circ		
3	城見町Y宅	R5. 01. 30 -01. 31	第2種中高層住居専用地域	A	44	39	\circ	\circ		
4	原口町K宅	R5. 01. 31 -02. 01	第1種低層住居専用地域	A	47	36	0	\circ		
5	福田町K宅	R4. 11. 24 -11. 25	第1種低層住居専用地域	A	43	35	0	\circ		
6	多良見町化屋0宅	R5. 02. 27 -02. 28	第1種低層住居専用地域	A	42	34	0	\circ		
7	飯盛町開0宅	R5. 02. 15 -02. 16	都市計画区域外	A	48	39	0	0		
8	若葉町T宅	R4. 12. 14 -12. 15	第1種住居地域	В	44	35	0	0		
9	小船越町T宅	R5. 02. 27 -02. 28	第1種住居地域	В	44	40	0	0		
10	飯盛町後田N宅	R5. 02. 16 -02. 17	都市計画区域外	В	39	32	0	0		
11	高来町黒崎K宅	R5. 02. 20 -02. 21	都市計画区域外	В	43	36	0	0		
12	高来町冨地戸D宅	R5. 02. 20 -02. 21	都市計画区域外	В	45	37	0	0		
13	高来町三部壱Y宅	R5. 02. 20 -02. 21	都市計画区域外	В	44	38	0	0		
14	森山町杉谷M宅	R5. 02. 08 -02. 09	都市計画区域外	В	44	37	0	0		
15	森山町唐比東M宅	R5. 02. 08 -02. 09	都市計画区域外	В	47	44	0	0		
16	永昌町N宅	R5. 02. 27 -02. 28	近隣商業地域	С	51	42	0	0		
17	永昌東町A宅	R5. 03. 06 -03. 07	商業地域	С	52	42	0	0		
18	福田町K宅	R4. 11. 24 -11. 25	準工業地域	С	47	41	0	0		
19	川内町M宅	R5. 02. 08 -02. 09	準工業地域	С	45	40	0	0		
									全体	
				ア			7	7	7	ア. 測定地点数
				イ			7	7	7	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	44	36	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			8	8	8	
				イ			8	8	8	
	B類型		算術平均値	ウ	44	37	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
			2	ア			4	4	4	ア. 測定地点数
				イ			4	4	4	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	49	41	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
			2	ア			19	19	19	ア. 測定地点数
				イ			19	19	19	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	45	40	100	100	100	ウ. 適合率 (%)

(大村市)

番	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況	備考
号	側足地点	側足朔间	用述 地 域	類 望	昼間	夜間	昼間	夜間	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	小佐古公民館	R5. 02. 16 -02. 17	第1種低層住居専用地域	A	44	36	0	0	子供の声などの影響あり除外音処理済み
2	赤佐古公民館	R5. 02. 28 -03. 01	第1種低層住居専用地域	A	52	44	0	0	
3	須田ノ木公民館	R5. 02. 28 -03. 01	第1種低層住居専用地域	A	49	40	0	0	
4	竹松公民館	R5. 03. 28 -03. 29	第1種低層住居専用地域	A	56	43	×	0	工事の影響あり
5	諏訪公民館	R5. 03. 07 -03. 08	第1種中高層住居専用地域	A	44	37	\circ	0	
6	古町公民館	R5. 03. 07 -03. 08	第1種中高層住居専用地域	A	54	46	\circ	×	自動車騒音の影響あり
7	小路口町公民館	R5. 03. 16 -03. 17	第2種中高層住居専用地域	A	47	39	\circ	0	
8	小路口本町公民館	R5. 03. 29 -03. 30	第2種中高層住居専用地域	A	49	41	0	0	
9	鬼橋町公民館	R5. 03. 28 -03. 29	第2種中高層住居専用地域	A	50	40	0	0	
10	下久原公民館	R5. 03. 27 -03. 28	第1種住居地域	В	54	46	0	×	自動車騒音の影響あり
11	外浦小路公民館	R5. 03. 27 -03. 28	第1種住居地域	В	48	37	0	0	
12	本小路団地集会所	R5. 02. 14 -02. 15	第1種住居地域	В	45	42	0	0	
13	県教育センター分室	R5. 02. 20 -02. 21	第1種住居地域	В	55	47	0	×	自動車騒音の影響あり除外音処理済み
14	植松1丁目公民館	R5. 03. 15 -03. 16	第1種住居地域	В	51	38	0	0	
15	昭和通り公民館	R5. 03. 07 -03. 08	第1種住居地域	В	51	42	0	0	
16	桜馬場第1公民館	R5. 03. 15 -03. 16	第1種住居地域	В	55	45	0	0	自動車騒音の影響あり
17	竹松出張所	R5. 01. 05 -01. 06	第1種住居地域	В	57	39	×	0	自動車騒音の影響あり除外音処理済み
18	富の原2丁目公民館	R5. 03. 16 -03. 17	第1種住居地域	В	52	35	0	0	除外音処理済み
19	松原出張所	R5. 01. 05 -01. 06	近隣商業地域	С	44	41	0	0	
20	協和町公民館	R5. 03. 13 -03. 14	準工業地域	С	52	43	0	0	除外音処理済み
21	松山町公民館	R5. 03. 13 -03. 14	準工業地域	С	50	39	0	0	
22	古賀島西公民館	R5. 03. 13 -03. 14	準工業地域	С	58	50	0	0	航空機騒音の影響あり除外音処理済み
23	大村市民プール	R5. 02. 20 -02. 21	準工業地域	С	56	45	0	0	
24	黒丸町公民館	R5. 03. 06 -03. 07	準工業地域	С	55	43	0	0	
25	橋本公民館	R5. 03. 06 -03. 07	準工業地域	С	54	43	0	0	除外音処理済み

付表-1 令和4年度 環境騒音定点測定結果

(大村市)

番号	測定地点	知(今 HB BB	用途地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況		備考
号	例足地点	測定期間	用		昼間	夜間	昼間	夜間		加持
									全体	
				ア			9	9	9	ア. 測定地点数
				イ			8	8	7	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	49	41	89	89	78	ウ. 適合率 (%)
				ア			9	9	9	ア. 測定地点数
				イ			8	7		イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	52	41	89	78	67	ウ. 適合率 (%)
				ア			7	7	7	ア. 測定地点数
				イ			7	7	7	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	53	43	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			25	25	25	ア. 測定地点数
				イ			23	22	20	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	54	43	92	88	80	ウ. 適合率 (%)

(長与町)

番号	细学批准	测学期間	田冷州村	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況		備考
号	測定地点	測定期間	用途地域	類 至	昼間	夜間	昼間	夜間		7用 与
1	三根郷(NT中央)	R4. 11. 17 -11. 18	第1種低層住居専用地域	A	48	38	0	0		
2	岡郷(三彩)	R4. 11. 14 -11. 15	第1種低層住居専用地域	A	50	43	0	0		
3	北陽台(北陽台)	R5. 11. 15 -11. 16	第1種低層住居専用地域	A	46	38	0	0		
4	高田郷(道ノ尾)	R4. 11. 21 -11. 22	第1種住居地域	В	53	43	0	0		
									全体	
				ア			3	3	3	ア. 測定地点数
				イ			3	3	3	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	48	40	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			1	1	1	ア. 測定地点数
				イ			1	1	1	イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	53	43	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			0	0	0	ア. 測定地点数
				イ			0	0	0	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	-	_	_	_	_	ウ. 適合率 (%)
				ア			4	4	4	ア. 測定地点数
				イ			4	4	4	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	53	43	100	100	100	ウ. 適合率 (%)

(時津町)

番号	測定地点	測定期間	用涂地域	類型	騒音レベル	レ (LAeq)	環境基準	適合状況		備考
号	側足地点	例足夠旧	用透地域	類 空	昼間	夜間	昼間	夜間		7用 与
1	野田郷0宅	R5. 02. 08 -02. 09	第1種低層住居専用地域	A	44	30	0	0		
2	久留里郷岳集会所	R5. 02. 08 -02. 09	第1種低層住居専用地域	A	43	30	0	0		
3	左底郷伝統芸能倉庫	R5. 02. 14 -02. 15	第1種低層住居専用地域	A	55	46	\circ	0	道路地域	
4	地域包括支援センター (旧シルバー人材センター)	R5. 02. 14 -02. 15	第1種低層住居専用地域	A	46	37	\circ	0		
5	日並郷三地区集会所	R5. 03. 07 -03. 08	第1種中高層住居専用地域	A	52	37	\circ	0		
6	野田ふれあい館	R5. 03. 14 -03. 15	第1種中高層住居専用地域	A	53	36	\circ	0		
7	元村郷スカイタウン/ごみ柵No.29付近	R5. 03. 29 -03. 30	第1種住居地域	В	49	40	0	0		
8	時津保育所	R5. 03. 29 -03. 30	第1種住居地域	В	58	33	×	0		
9	北部リサイクルセンター	R5. 03. 02 -03. 03	第1種住居地域	В	52	46	\circ	0	道路地域	
10	北部コミュニティセンター	R5. 03. 02 -03. 03	第1種住居地域	В	53	42	\circ	0	道路地域	
11	東部コミュニティセンター	R5. 02. 20 -02. 21	第1種住居地域	В	51	37	\circ	0		
12	西時津公民館	R5. 02. 20 -02. 21	第1種住居地域	В	44	37	\circ	0		
13	時津町役場本庁舎	R4. 12. 19 -12. 20	商業地域	С	55	40	\circ	0	道路地域	
14	東部リサイクルセンター	R5. 03. 07 -03. 08	準工業地域	С	53	44	\circ	0	道路地域	
									全体	
				ア			6	6	6	ア. 測定地点数
				イ			6	6	6	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	49	36	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			6	6	6	ア. 測定地点数
				イ			5	6	5	イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	51	39	83	100	83	ウ. 適合率 (%)
				ア			2	2	2	ア. 測定地点数
				イ			2	2	2	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	54	42	100	100	100	ウ. 適合率 (%)
				ア			14	14	14	ア. 測定地点数
				イ			13	14	13	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	53	44	93	100	93	ウ. 適合率 (%)

(東彼杵町)

番	SHI 수 LIL 는	701 / 2 11 1 8 8	用途地域		騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
番号	測定地点	測定期間			昼間	夜間	昼間 夜間			1)用 与
1	東彼杵町蔵本郷1595番地1	R4. 10. 06 -10. 13	_	В	82	72	×	×	環境基準値を上	回ったが、それほど大きな音は確認できなかった。
									全体	
				ア			0	0	0	ア. 測定地点数
				イ			0	0	0	イ. 適合地点数
	A類型		算術平均値	ウ	_	_	_	_	_	ウ. 適合率 (%)
				ア			1	1	1	ア. 測定地点数
				イ			0	0	0	イ. 適合地点数
	B類型		算術平均値	ウ	82	72	0	0	0	ウ. 適合率 (%)
				ア			0	0	0	ア. 測定地点数
				イ			0	0	0	イ. 適合地点数
	C類型		算術平均値	ウ	-	_	_	_	-	ウ. 適合率 (%)
				ア			1	1	1	ア. 測定地点数
				イ			0	0	0	イ. 適合地点数
	全体		算術平均値	ウ	82	72	0	0	0	ウ. 適合率 (%)

付表一2 令和4年度自動車騒音測定結果

(環境基準関係)

番号	制定地点の住所	路線名 舗装		舗装 車線 種別		地上高 さ(m)	等価騒音レベル (dB)		住居等	環境基準達成戸数			環境基準達成率		
			1至力1		の距離 (m)	(m)	昼間	夜間	7 30	昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間	昼夜
1	西彼杵郡長与町高田郷	長崎多良見線	アスファルト	2	7. 90	1. 2	49	33	347	347	347	347	100	100	100
2	西彼杵郡長与町嬉里郷	東長崎長与線	アスファルト	2	5. 35	1. 2	45	37	269	269	269	269	100	100	100
3	西彼杵郡長与町吉無田郷	長与大橋町線	アスファルト	2	4. 75	1. 2	31	30	424	424	424	424	100	100	100
	合計			$\overline{/}$					1,040	1,040	1,040	1,040	100	100	100

付表-3 令和4年度自動車騒音測定結果

(要請限度関係)

				区域	車		騒音レベル			度超過状 兄	
NO	市町名	測 定 地 点	道 路 名	区	線	測定年月日	(Le	eq)	○適合	×超過	備考
				分	数		昼間	夜間	昼 間	夜間	
1	長崎市	消防団第29分団2	国道34号	b	2	R4. 10. 17 - 10. 20	69	65	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
2	長崎市	中央消防署飽の浦出張所	国道202号	С	4	R4. 6. 21 - 06. 24	71	64	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
3	長崎市	長崎駅前自動車公害測定局	国道202号	С	6	R4. 5. 31 - 06. 03	72	67	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
4	長崎市	平和公園 (中心地地区)	国道206号	С	5	R4. 6. 27 - 06. 30	71	66	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
5	長崎市	北消防署	国道206号	С	4	R4. 7. 12 - 07. 15	70	66	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
6	長崎市	中央消防署松が枝出張所	国道499号	С	6	R4. 8. 2 - 08. 05	71	64	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
7	長崎市	長崎市営草住住宅集会所	国道499号	b	4	R4. 10. 3 - 10. 06	68	60	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
8	長崎市	長崎市滑石公民館	県道28号	С	2	R4. 11. 7 - 11. 10	65	59	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
9		子育て支援センターふるさと	県道29号	b	4	R4. 9. 6 - 09. 09	65	56	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
10	長崎市	大橋公園	県道113号	С	4	R4. 9. 12 - 09. 15	67	61	\circ	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
11		消防団第7分団	県道235号	b	4	R4. 9. 27 - 09. 30	70	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
12		大気汚染日宇測定局	国道35号	С	4	R4. 10. 12 - 10. 19	65	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
13	佐世保市	大気汚染福石測定局	国道35号	С	4	R4. 10. 12 - 10. 19	64	59	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
14	佐世保市	島瀬公園	国道35号	С	6	R4. 9. 30 - 10. 07	66	61	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
15	佐世保市	佐世保市役所	国道35号	С	6	R4. 9. 30 - 10. 07	64	56	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
		大和町木風町入口バス停	国道35号	С	4	R4. 10. 12 - 10. 19	68	62	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
17	佐世保市	早岐警察署	国道35号	С	4	R4. 10. 28 - 11. 04	66	60	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
18	佐世保市	大塔町卸本町入口バス停	国道35号	С	4	R4. 10. 24 - 10. 31	73	67	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
19	諫早市	多良見町化屋I宅	国道34号	С	4	R5. 1. 17 - 01. 20	71	66	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
20	諫早市	鷲崎町S宅	国道57号	С	4	R5. 2. 14 - 02. 17	66	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
21	諫早市	高来町峰S宅	国道207号	b	2	R5. 2. 14 - 02. 17	65	61	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
22	諫早市	下大渡野町Y宅	国道34号	С	4	R5. 1. 17 - 01. 20	69	64	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
23	大村市	松並1丁目(旧中地区住民センター)	市道1015号	b	2	R5. 1. 24 - 01. 27	66	58	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
24	大村市	玖島1丁目(大村市役所)	国道34号	С	4	R4. 12. 6 - 12. 09	67	62	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
25	大村市	協和町(K表具店)	市道1007号	С	4	R5. 1. 23 - 01. 26	72	64	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
26		桜馬場1丁目(K教具)	国道34号	С	4	R5. 1. 31 - 02. 03	69	63	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
27		古賀島町(中地区公民館)	市道1015号	b	4	R5. 2. 7 - 02. 10	69	62	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
28		東本町(N尾ビル)	市道1017号	С	2	R5. 1. 31 - 02. 03	66	55	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
29		宮小路2丁目(第9分団詰所)	国道34号	С	2	R5. 1. 31 - 02. 03	66	61	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
30	大村市	池田1丁目(I宅)	県道257号	а	2	R5. 1. 23 - 01. 26	68	62	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
31	平戸市	一般国道204号	国道204号	b	2	R5. 1. 30 - 01. 31	68	62	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
32	平戸市	一般国道204号	国道204号	b	2	R5. 1. 30 - 01. 31	68	59	0	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間
33		対馬市厳原町中村597	国道382号	С	2	R5. 11. 30 - 12. 01	66	57	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
34		対馬市厳原町久田703	県道24号	С	2	R5. 11. 30 - 12. 01	60	47	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
35		壱岐市郷ノ浦町東触279-2付近	県道25号	b	2	R4. 11. 7 - 11. 08	65	55	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
36		五島市木場町	国道384号	b	2	R5. 11. 8 - 11. 09	64	53	0	0	幹線交通を担う道路に近接する空間
37	雲仙市	雲仙市小浜町北野	国道57号	-	2	R5. 1. 18 - 01. 19	68	60	-	-	幹線交通を担う道路に近接する空間

付表-3 令和4年度自動車騒音測定結果

(要請限度関係)

NC	市町名	測 定 地 点	道 路 名		車線数	測定年月日	騒音レベル (Leq)		要請限度超過状 況 ○適合 ×超過		222	
					女人		昼 間	夜間	昼 間	夜間		
38	雲仙市	雲仙市小浜町北木指	国道251号	С	2	R5. 1. 18 - 01. 19	69	61	\circ	0	幹線交通を担う道路に近接する空間	
39	南島原市	南島原市有家町尾上	県道132号	-	2	R5. 3. 14 - 03. 15	57	44	-	-	幹線交通を担う道路に近接する空間	
40	長与町	吉無田郷	県道113号	а	2	R4. 11. 16 - 11. 16	59	50	\circ	0	幹線交通を担う道路に近接する空間	
4	時津町	時津公民館別館	国道207号	С	2	R5. 3. 31 - 04. 01	67	63	\circ	\circ	幹線交通を担う道路に近接する空間	

付表一4 令和4年度道路交通振動測定結果

NO	市町名	名 測定地点	道 路 名	測定年月日	区域区	車線数	振動レイ	ベル (dB)	交 通 量	
					分	釵	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	長崎市	消防団第29分団2	国道34号	R4. 10. 17 - 10. 17	1	2	42	-	121	_
2	長崎市	中央消防署飽の浦出張所	国道202号	R4. 06. 23 - 06. 23	2	4	31	-	112	_
3	長崎市	長崎駅前自動車公害測定局	国道202号	R4. 05. 31 - 05. 31	2	6	59	_	280	_
4	長崎市	平和公園 (中心地地区)	国道206号	R4. 06. 27 - 06. 27	2	5	41	_	289	_
5	長崎市	北消防署	国道206号	R4. 07. 12 - 07. 12	2	4	36	_	218	_
6	長崎市	中央消防署松が枝出張所	国道499号	R4. 08. 02 - 08. 02	2	6	30	1	206	_
7	長崎市	長崎市営草住住宅集会所	国道499号	R4. 10. 03 - 10. 03	1	4	27	1	197	_
8	長崎市	長崎市滑石公民館	県道28号	R4. 11. 08 - 11. 08	2	2	23	-	95	_
9	長崎市	子育て支援センターふるさと	県道29号	R4. 09. 07 - 09. 07	1	4	24	-	75	_
10	長崎市	大橋公園	県道113号	R4. 09. 12 - 09. 12	2	4	28	1	71	_
11	長崎市	消防団第7分団	県道235号	R4. 09. 27 - 09. 27	1	4	36	1	114	_
12	佐世保市	佐世保市役所前	国道35号	R4. 10. 03 - 10. 03	1	6	28	1	433	_
13	佐世保市	島瀬公園前	国道35号	R4. 10. 03 - 10. 03	1	6	35	1	559	_
14	佐世保市	大気汚染福石測定局前	国道35号	R4. 10. 13 - 10. 13	1	4	34	1	529	_
15	佐世保市	大気汚染日宇測定局前	国道35号	R4. 10. 13 - 10. 13	1	4	27	-	550	_
16	佐世保市	早岐警察署前	国道35号	R4. 10. 25 - 10. 25	1	4	34	_	298	_
17	諫早市	多良見町化屋I宅	国道34号	R5. 01. 18 - 01. 19	2	4	37	31	-	_
18	諫早市	小野測定局	国道57号	R5. 03. 02 - 03. 03	2	4	50	38	-	_
19	諫早市	小豆崎測定局	国道207号	R5. 03. 13 - 03. 14	2	2	41	20	-	_
20	諫早市	高来町峰S宅	国道207号	R5. 02. 27 - 02. 28	_	2	40	29	-	_
21	大村市	松並1丁目(旧中地区住民センター)	市道1015号線	R5. 03. 29 - 03. 29	1	2	37	_	129	_
22	大村市	玖島1丁目(大村市役所)	国道34号線	R5. 03. 27 - 03. 27	1	4	43	_	486	_
23	大村市	桜馬場1丁目 (K教具)	国道34号線	R5. 03. 28 - 03. 28	2	4	37	_	305	_
24	大村市	東本町(ミライon図書館付近)	市道1017号線	R5. 03. 29 - 03. 29	2	2	35	_	168	_
25	大村市	宮小路2丁目(第9分団詰所)	国道34号線	R5. 03. 28 - 03. 28	2	2	28	_	185	_

³⁰dB未満の測定結果については参考値である。